

碧南市水道事業及び下水道事業審議会 下水道事業用語集

| 用語                           | 説明                                                    |
|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| いじかんりひ<br>維持管理費              | 下水道施設を維持管理していくために必要となる費用(人件費や委託費等)                    |
| きぎょうさい<br>企業債                | 国や銀行からの資金の借入                                          |
| きじゅんないくりいれきん<br>基準内繰入金       | 国が定めた繰出基準により、地方公営企業が一般会計から繰り入れる負担金や補助金                |
| きじゅんがいくりいれきん<br>基準外繰入金       | 下水道事業の収入だけでは賄えない経費を、国の繰出基準に関わらず、一般会計から繰り入れる負担金や補助金    |
| きほんりょうきん<br>基本料金             | 汚水の使用量に関わらず発生する料金                                     |
| けいひかいしゅうりつ<br>経費回収率          | 使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標                         |
| げんかしょうきやくひ<br>減価償却費          | 下水道施設・設備の取得に要した費用を、その施設等の耐用年数に応じて振り分けた額のこと            |
| げすいかんきよ<br>下水管渠              | 汚水を効率的に収集・搬送する管                                       |
| こべつげんか<br>個別原価               | 個々の項目ごとに発生した費用のこと                                     |
| しほんひ<br>資本費                  | 下水道施設を整備するために必要な費用(減価償却費や支払利息等)                       |
| しさんいじひ<br>資産維持費              | 下水道施設・設備を将来に渡って維持するために必要な計算上の費用で、中長期の更新計画に基づいて算定するもの。 |
| しほんてきしゅうし<br>資本的収支           | 下水処理に必要な施設や設備のために支出する額と、そのための財源として収入する額               |
| しゅうえきてきしゅうし<br>収益的収支         | 主に下水道使用料や一般会計負担金等による収入と、維持管理費や支払利息など日常的に必要な支出         |
| じゅうりょうりょうきん<br>従量料金          | 使用水量に応じて増減する料金                                        |
| じゅんりえき<br>純利益                | 1年間に稼いだ収益から必要経費を差し引いた純粋な儲けのこと                         |
| しよりょうたいしょうけいひ<br>使用料対象経費     | 下水道使用料で負担すべき経費                                        |
| しよりくいきないじんこう<br>処理区域内人口      | 下水道の整備区域に居住する人口                                       |
| せいかつはいすいじゅうてんちいき<br>生活排水重点地域 | 生活排水による水質汚濁を防ぐために対策が必要と判断された地域                        |
| ちょうじゅみようか<br>長寿命化            | 老朽化した設備の耐久性と機能性を高めること                                 |
| ていぞうせい<br>逦増制                | 使用水量の増加に対して、単価がだんだん割高になっていく制度                         |
| ほうていたいようねんすう<br>法定耐用年数       | 法律で定められた使用期間のことで資産の種類(科目)に応じて定められている                  |
| ゆうしゅうすいりょう<br>有収水量           | 下水道使用料の対象となる使用水量                                      |
| りゅうほしきん<br>留保資金              | 事業を行った結果、内部にたまったお金。将来の更新投資などに使用される                    |